

## ○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の二、第二十七条の四第三号、第二十八条、第三十八条及び第三十八条の二の二第一項の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>〔一〜四 略〕</p> <p>五 電気通信業務を行うことを目的とする携帯移動地球局</p> <p>〔一〕(9) 略</p> <p><del>〔10〕 設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第二項に規定する技術基準</del></p> <p><del>〔11〕 設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第三項に規定する技術基準</del></p> <p><del>〔12〕 設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第四項に規定する技術基準</del></p> <p><del>〔13〕(2) 略</del></p> <p>〔六〜十二 略〕</p>	<p>(特定無線局の無線設備の規格)</p> <p>第十五条の三 〔同上〕</p> <p>〔一〜四 同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>〔一〕(9) 同上</p> <p>〔10〕 設備規則第四十九条の二十三の七に規定する技術基準</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔11〕(20) 〔同上〕</p> <p>〔六〜十二 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(空中線電力の許容偏差)  
 第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差		
	上限(パーセント)	下限(パーセント)	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	
二十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う無線局の送信設備	第四十九条の二十三の七において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の送信設備	八七	四七
	占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzの場合	八七	五三
	占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの場合	八七	七九
第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、携帯移動地球局(携帯移動衛星通信の中継を行う携帯移動地球局を除く。)と通信を行うもの	八七	六二	
	第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、人工衛星局と通信を行うもの	八七	七四
〔略〕	〔略〕	〔略〕	

第四十九条の二十三の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、七一五MHzを超え七一八MHz以下又は一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信し、七七〇MHzを超え七七三MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信するもの(次条に規定する無線設備を除く。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

改正前

(空中線電力の許容偏差)  
 第十四条 〔同上〕

送信設備	許容偏差		
	上限(パーセント)	下限(パーセント)	
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	
二十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う無線局の送信設備	第四十九条の二十三の七において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の送信設備	八七	七九
	第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、携帯移動地球局(携帯移動衛星通信の中継を行う携帯移動地球局を除く。)と通信を行うもの	八七	六二
	第四十九条の二十三の八において無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局の送信設備であつて、人工衛星局と通信を行うもの	八七	七四
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	

第四十九条の二十三の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数の電波を送信し、二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を受信するもの(次条に規定する無線設備を除く。)は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、携帯移動地球局から人工衛星局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。ただし、占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzのものにあつては半複信方式とすることとし、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものにあつては半複信方式とすることができる。

〔ロ〕ニ 略

ホ チャネル間隔は、七・五MHzを超え七・八MHz以下の周波数の電波を送信する場合は、一・八〇kHz、一・〇八MHz又は三MHzとし、一・九二〇MHzを超え一・九八〇MHz以下の周波数の電波を送信する場合は、五MHzとすること。

〔二〕 略

2 前項の携帯移動地球局の無線設備（第一項及び次項に規定する携帯移動地球局の無線設備並びに第一項及び第四項に規定する携帯移動地球局の無線設備を除く。）は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二〕 略

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次のとおりであること。

イ チャネル間隔が三MHzのものにあつては、任意の二・七MHz幅で（二）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。ロにおいて同じ。）以下であること。

ロ チャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で（二）四八・五デシベル以下であること。

〔四・五〕 略

3 第一項の携帯移動地球局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が二〇〇kHzのものは、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である人工衛星局の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択されること。

二 人工衛星局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である人工衛星局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の一・八〇kHz幅で（二）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四 空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

4 第一項の携帯移動地球局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものは、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である人工衛星局の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

一 一般的条件

イ 通信方式は、携帯移動地球局から人工衛星局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式であること。

〔ロ〕ニ 同上

ホ チャネル間隔は、五MHzとすること。

〔二〕 同上

2 前項の携帯移動地球局の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一・二〕 同上

三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の四・五MHz幅で（二）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

〔新設〕

〔新設〕

〔四・五〕 同上

〔新設〕

〔新設〕

- 二 人工衛星局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である人工衛星局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
- 三 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の二・七MHz幅で(一)四八・五デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以下であること。
- 四 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。
- 五 送信空中線の絶対利得は、二デシベル以下であること。

別表第一号(第5条関係)

周波数許容偏差の表

[表略]

[注1~57 略]

58 次に掲げる携帯移動地球局及び地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 第49条の23の7に規定する携帯移動地球局

次の式により求められる値を許容偏差とする(fは、送信周波数(単位Hz)とする。)

ア 第49条の23の7第1項及び第3項に規定する携帯移動地球局の無線設備又は同条第1項及び第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備のうち半複信方式のものであつて連続送信時間が64ミリ秒を超えるもの

$$(0.2 \times f \times 10^{-6} + 15) \text{ Hz}$$

イ アに掲げる以外の無線設備

$$(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15) \text{ Hz}$$

[(2) 略]

別表第二号(第6条関係)

[第1~第79 略]

第80 第49条の23の7及び第49条の23の8に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

- |   |  |        |
|---|--|--------|
| 1 | チャンネル間隔が3MHzのもの                                  | 3MHz   |
| 2 | チャンネル間隔が5MHzのもの                                  | 5MHz   |
| 3 | 携帯移動地球局(中継を行うものを除く。)の無線設備であつて、チャンネル間隔が180kHzのもの  | 200kHz |
| 4 | 携帯移動地球局(中継を行うものを除く。)の無線設備であつて、チャンネル間隔が1.08MHzのもの | 1.4MHz |

[第81~第85 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

別表第一号(第5条関係)

周波数許容偏差の表

[表同左]

[注1~57 同左]

58 [同左]

(1) 第49条の23の7に規定する携帯移動地球局

次の式により求められる値を許容偏差とする(fは、送信周波数(単位Hz)とする。)

$$(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15) \text{ Hz}$$

[(2) 同左]

別表第二号(第6条関係)

[第1~第79 同左]

第80 第49条の23の7及び第49条の23の8に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、5MHzとする。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[第81~第85 同左]

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇十一の十八 略〕</p> <p>十一の十九 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。）</p> <p>十一の十九の二 設備規則第四十九条の六の九第二項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。）</p> <p>十一の十九の三 設備規則第四十九条の六の九第三項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。）</p> <p>〔十一の二十〇八十五 略〕</p> <p>〔2 略〕</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〇十一の十八 同上〕</p> <p>十一の十九 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局の無線設備を含む。）</p> <p>十一の十九の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>十一の十九の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>〔十一の二十〇八十五 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(特定無線局の開設の根本的基準の一部改正)

第四条 特定無線局の開設の根本的基準（平成九年郵政省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電気通信業務を行う特定無線局)</p> <p>第二条 包括免許に係る二以上の特定無線局であつて、電気通信業務を行うことを目的として開設するものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>【一〇五 略】</p> <p>六  それらの局が無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の二十三の七においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局であるときは、その局の免許を受けようとする者は、電気通信役務の提供の用に供するために当該無線局と同一の周波数の電波を送信する設備規則第四十九条の六の九においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局を現に開設し、運用する者であること。</p> <p>七  それらの局がその設備規則第四十九条の二十三の八においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局又は地球局であるときは、それらの局の免許を受けようとする者は、電気通信役務の提供の用に供するために当該無線局と同一の周波数の電波を送信する設備規則第四十九条の六においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は陸上移動中継局を現に開設し、運用する者であること。</p> <p>八  【略】</p>	<p>(電気通信業務を行う特定無線局)</p> <p>第二条 【同上】</p> <p>【一〇五 同上】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【同上】</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の無線設備規則第四十九条の二十三の七に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

第三条 この省令の施行の日前に技術基準適合証明等を受けた無線設備（技術基準適合証明等を受けたとみなされるものを含む。）であつて、次の表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の二の欄に掲げる周波数を使用する同表の三の欄に掲げる無線設備は、当該技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、同表の一の欄に掲げる占有周波数帯幅の許容値を満たす同表の四の欄に掲げる周波数の電波を送信する無線設備であつて、同表の五の欄に掲げる技術基準に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

一 占有周波数帯幅の許容値	二 周波数	三 無線設備	四 周波数	五 技術基準
---------------	-------	--------	-------	--------

<p>三 MHz</p>	<p>七 一 五 MHz を 超 え 七 一 八 MHz 以 下</p>	<p>無 線 設 備 規 則 第 四 十 九 条 の 六 の 九 第 一 項 及 び 第 二 項 に お いて その 無 線 設 備 の 条 件 が 定 め ら れ て いる 陸 上 移 動 局 の 無 線 設 備</p>	<p>無 線 設 備 規 則 第 四 十 九 条 の 六 の 九 第 一 項 及 び 第 二 項 に お いて その 無 線 設 備 の 条 件 が 定 め ら れ て いる 陸 上 移 動 局 の 無 線 設 備 と し て 技 術 基 準 適 合 証 明 等 を 受 け て いる 周 波 数</p>	<p>第 二 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 無 線 設 備 規 則 第 四 十 九 条 の 二 十 三 の 七 第 一 項 及 び 第 二 項 に 規 定 す る 技 術 基 準</p>
<p>一 〇 〇 kHz</p>	<p>七 一 五 MHz を 超 え 七 一 八 MHz 以 下</p>	<p>無 線 設 備 規 則 第 四 十 九 条 の 六 の 九 第 一 項 及 び 第 五 項 に お いて その 無 線 設 備 の 条 件 が 定 め ら</p>	<p>無 線 設 備 規 則 第 四 十 九 条 の 六 の 九 第 一 項 及 び 第 五 項 に お いて その 無 線 設 備 の 条 件 が 定 め ら</p>	<p>第 二 条 の 規 定 に よ る 改 正 後 の 無 線 設 備 規 則 第 四 十 九 条 の 二 十 三 の 七 第 一 項 及 び 第 三 項 に 規</p>

<p>一・四 MHz</p>	<p>七一五 MHz を超え 七一八 MHz 以下</p>	<p>無線設備規則第四十九條の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備</p>	<p>無線設備規則第四十九條の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局の無線設備として技術基準適合証明等を受けている周波数</p>	<p>第二條の規定による改正後の無線設備規則第四十九條の二十三の七第一項及び第四項に規定する技術基準</p>
		<p>れている陸上移動局の無線設備</p>	<p>れている陸上移動局の無線設備として技術基準適合証明等を受けている周波数</p>	<p>定する技術基準</p>

第四条 この省令の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第二条第一項第十一号の十九の無線設備、同項第十一号の十九の二の無線設備及び同項第十一号の十九の三の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、それぞれ第三条の規定による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第二条第一項第十一号の十九の無線設備、同項第十一号の十九の二の無線設備及び同項第十一号の十九の三の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、令和六年総務省告示第四百四十六号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局等の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の審査に適用する受信設備の特性		無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の審査に適用する受信設備の特性	
項目	特性	項目	特性
感度	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準感度をいう。以下この表において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>(1) チャネル間隔が一八〇kHzのもの (一) 一〇七・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(2) チャネル間隔が一・〇MHzのもの 次に定める通信方式に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。</p> <p>イ 複信方式の搬送波の場合 (一) 一〇〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>ロ 半複信方式の搬送波の場合 (一) 一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(3) チャネル間隔が三MHzのもの (一) 九九・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p> <p>(4) チャネル間隔が五MHzのもの (一) 九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）</p>	感度	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下この表において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
実効選択度	<p>ブロッキング特性</p> <p>1 チャネル間隔が一八〇kHzのものにあつては、受信感度が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（土）七・六MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（土）十二・六MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上</p> <p>2 チャネル間隔が三MHzのものにあつては、受信感度が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（土）六MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（土）九MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて</p>	実効選択度	<p>ブロッキング特性</p> <p>受信感度が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（土）一〇MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（土）一五MHz以上離れた周波数において（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（複号同順とする。）であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上</p>

相互変調特性	<p>1 チャンネル間隔が一八〇kHzのものにあつては、受信電力が基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)二・二MHz及び(±)四・四MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(一)四六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が一・四MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>2 チャンネル間隔が三MHzのものにあつては、受信電力が基準感度より八デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数か</p>
隣接チャンネル選択度	<p>1 チャンネル間隔が一八〇kHzのものにあつては、受信電力が基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)二・六MHz離れた周波数において、基準感度より四七デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>2 チャンネル間隔が三MHzのものにあつては、受信電力が基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)三MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が三MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>3 チャンネル間隔が五MHzのものにあつては、受信電力が基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
隣接チャンネル選択度	<p>3 チャンネル間隔が五MHzのものにあつては、受信感度が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において(一)五六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)及び(±)一五MHz以上離れた周波数において(二)四四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。))であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上</p>

相互変調特性	<p>受信電力が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(一)四六デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
隣接チャンネル選択度	<p>受信電力が基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
隣接チャンネル選択度	

		<p>ら(±)六MHz及び(±)一二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(二)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が三MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p> <p>3 チャンネル間隔が五MHzのものにあつては、受信電力が基準感度より六デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において(二)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>			
<p>注 チャンネル間隔が一・〇MHzの携帯移動地球局にあつては、チャンネル間隔が三MHzの携帯移動地球局に係る実効選択度の項に規定する値を満たすこと。</p>					

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後

第2 周波数割当表

[1～7 略]

周波数割当表

[第1表 略]

第2表 27.5MHz - 10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]			
	714-750 J104A	移動	電気通信業務用
			携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
[略]			
	770-806 J104B	移動	電気通信業務用 一般業務用
			電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。
[略]			
	895-900 J77	移動 J106	電気通信業務用 一般業務用
			高度MC A陸上移動通信用とし、940-945MHz帯と対の二周波方式に限る。
[略]			
	940-945 J77	移動 J106	電気通信業務用 一般業務用
			高度MC A陸上移動通信用とし、895-900MHz帯と対の二周波方式に限る。
[略]			

[第3表 略]

国内周波数分配の脚注

[J1～J104 略]

J104A

715-718MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

J104B

770-773MHzの周波数帯は、二次業務で陸上移動業務に密接な関係を有する移動衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。ただし、無線通信規則に定める周波数分配表に従って運用する局に対して有害な混信を生じさせてはならず、これらの局からの保護を要求してはならない。

変更前

第2 [同左]

[1～7 同左]

周波数割当表

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz - 10000MHz

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]			
	714-750	[同左]	[同左]
		[同左]	[同左]
[同左]			
	770-806	[同左]	[同左]
		[同左]	[同左]
[同左]			
	[同左]	[同左]	一般業務用
		[同左]	[同左]
[同左]			
	[同左]	[同左]	一般業務用
		[同左]	[同左]
[同左]			

[第3表 同左]

国内周波数分配の脚注

[J1～J104 同左]

[新設]

[新設]

<p>[J105～J310 略]</p> <p>J311  47.2-49.2GHzの周波数帯は、40.5-42.5GHzの周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを保留する。ただし、48.2-48.7GHzの周波数帯は、放送衛星業務のフィーダリンクに有害な混信を生じさせないこと及び放送衛星業務のフィーダリンクからの有害な混信に対して保護を要求しないことを条件に、放送衛星業務のフィーダリンク以外の固定衛星業務の局にも使用することができる。</p> <p>[J312～J337 略]</p> <p>[別表1-1～11-3 略]</p> <p>[国際周波数分配の脚注 略]</p>	<p>[J105～J310 同左]</p> <p>J311  47.2-49.2GHzの周波数帯は、40.5-42.5GHzの周波数帯で運用する放送衛星業務のフィーダリンクに使用するため、周波数の割当てを保留する。</p> <p>[J312～J337 同左]</p> <p>[別表1-1～11-3 同左]</p> <p>[国際周波数分配の脚注 同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の「重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。」</p>	

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第三十条の二第二項第六号の規定に基づき、平成十五年総務省告示第三百四十四号（外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。以下同じ。）の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする外国の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実、当該無線設備に次の表示が付されているものであることとする。</p> <p>〔1～3 略〕</p> <p>4 施行規則第十五条の三第五号(8)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準</p> <p>5 施行規則第十五条の三第五号(9)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第五項に規定する技術基準</p> <p>6 施行規則第十五条の三第五号(10)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する技術基準</p> <p>二 次の各号に掲げる無線設備の規格に係る特定無線局の包括免許人が法第百三条の六第一項の規定に基づき本邦内において運用しようとする同項第一号の無線局の無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する技術基準に適合するとの事実、当該無線設備が当該各号に定める技術基準に相当する国際電気通信連合無線通信部門の勧告又は Third Generation Partnership Project の技術仕様書に定める技術基準に準拠した外国の法令に適合することについて当該外国の法令により確認されているもの（本邦内の他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものに限る。）であることとする。</p> <p>〔1～14 略〕</p> <p>15 施行規則第十五条の三第五号(10)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第二項に規定する技術基準</p> <p>16<sup>1)</sup> 施行規則第十五条の三第五号(11)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第三項に規定する技術基準</p> <p>17<sup>1)</sup> 施行規則第十五条の三第五号(12)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三の七第一項及び第四項に規定する技術基準</p> <p>18<sup>1)</sup> 〔略〕</p> <p>〔三 略〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>〔1～3 同上〕</p> <p>4 施行規則第十五条の三第五号(6)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第四項に規定する技術基準</p> <p>5 施行規則第十五条の三第五号(7)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第五項に規定する技術基準</p> <p>6 施行規則第十五条の三第五号(8)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する技術基準</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔1～14 同上〕</p> <p>15 施行規則第十五条の三第五号(10)に掲げる規格 設備規則第四十九条の二十三の七に規定する技術基準</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>16<sup>1)</sup> 〔同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「<sup>1)</sup>」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成三十年総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
別表第23号 無線設備の規格コード		別表第23号 無線設備の規格コード	
項目	コード	項目	コード
[略]	[略]	[同左]	[同左]
設備規則第49条の23の7第1項及び第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備	D C 1	設備規則第49条の23の7に規定する携帯移動地球局の無線設備	D C 1
設備規則第49条の23の7第1項及び第3項に規定する携帯移動地球局の無線設備	D C 1 I O T		
設備規則第49条の23の7第1項及び第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備	D C 1 M T C		
[略]	[略]	[同左]	[同左]

備考 表中の [ ] の記載は任意とする。

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十三の七第一項第二号及び第三項第一号並びに別表第三号71の規定に基づき、令和六年総務省告示第四百四十七号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備等の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備の条件

1 無線設備規則第四十九条の二十三の七第二項第二号の総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の(1)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心周波数とする同表の三の欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる値以下の値又は次の(2)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心周波数とする同表の三の欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる値以下の値とする。

(1) ミリワットを○デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

一 チャネル間隔 (注1)	二 離調周波数 (注2)	三 周波数幅	四 隣接チャネル漏えい電力の許容値
一八〇kHz	二・六MHz	三・八四MHz	(一) 五〇デシベル
三MHz	二・七MHz	三・八四MHz	(一) 五〇デシベル
	四MHz	三・八四MHz	(一) 五〇デシベル
五MHz	五MHz	三・八四MHz	(一) 五〇デシベル
	五MHz	四・五MHz	(一) 五〇デシベル
	一〇MHz	三・八四MHz	(一) 五〇デシベル

注1 チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる人工衛星局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

2 離調周波数は、送信周波数帯域(チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャネル間隔(一八〇kHzのものを除く。)の送信周波数帯域(当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。))の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(2) 搬送波の電力を○デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

一 チャネル間隔 (注1)	二 離調周波数 (注2)	三 周波数幅	四 隣接チャネル漏えい電力の許容値
一八〇kHz	二・六MHz	三・八四MHz	(一) 三二・二デシベル
三MHz	三MHz	二・七MHz	(一) 二九・二デシベル
	四MHz	三・八四MHz	(一) 三二・二デシベル
五MHz	五MHz	三・八四MHz	(一) 三二・二デシベル
	五MHz	四・五MHz	(一) 三二・二デシベル
	一〇MHz	三・八四MHz	(一) 三二・二デシベル

注1 チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる人工衛星局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

2 離調周波数は、送信周波数帯域(チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャネル間隔(一八〇kHzのものを除く。)の送信周波数帯域(当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の

改正前

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備の条件

1 無線設備規則第四十九条の二十三の七第二項第二号の総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の(1)の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心周波数とする同表の中欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力について、同表の下欄に掲げる値以下の値又は次の(2)の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心周波数とする同表の中欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力について、同表の下欄に掲げる値以下の値とする。

(1) 「同上」

離調周波数(注)	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz	三・八四MHz	(一) 五〇デシベル
五MHz	四・五MHz	(一) 五〇デシベル
一〇MHz	三・八四MHz	(一) 五〇デシベル

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする

(2) 「同上」

離調周波数(注)	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz	三・八四MHz	(一) 三二・二デシベル
五MHz	四・五MHz	(一) 三二・二デシベル
一〇MHz	三・八四MHz	(一) 三二・二デシベル

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする

許容値の周波数の範囲が含まれること。)の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2) 無線設備規則第四十九条の二十三の七第三項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、七二五・一九MHzを超え七二七・八一MHz未満とする。

3) 無線設備規則別表第三号7)に規定する総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

チャンネル間隔 (注1)	離調周波数 (注2)	不要発射の強度の許容値
一八〇kHz	〇kHz	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二七・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値とする。
	〇kHzを超え 一〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $27.5 - (31/100) \times \Delta f$ デシベル $\Delta f$ は、離調周波数 (kHz) とする。
	一〇〇kHz以上 一五〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $-3.5 - (3/50) \times (\Delta f - 100)$ デシベル $\Delta f$ は、離調周波数 (kHz) とする。
	一五〇kHz以上 三〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $-6.5 - (7/50) \times (\Delta f - 150)$ デシベル $\Delta f$ は、離調周波数 (kHz) とする。
	三〇〇kHz以上 五〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $-27.5 - (3/100) \times (\Delta f - 300)$ デシベル $\Delta f$ は、離調周波数 (kHz) とする。
	五〇〇kHz以上 一、七〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三三・五デシベル以下の値
三MHz	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五デシベル以下の値
	一、〇〇〇kHz以上 五、〇〇〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五デシベル以下の値
	五、〇〇〇MHz以上 六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・五デシベル以下の値
五MHz	一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五デシベル以下の値
	一、〇〇〇kHz以上 五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五デシベル以下の値
	五MHz以上 六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一一・五デシベル以下の値

〔新設〕

2) 無線設備規則別表第三号7)に規定する総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

離調周波数(注)	不要発射の強度の許容値
一、〇〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一、〇〇〇kHz以上五MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五デシベル以下の値
五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一一・五デシベル以下の値
六MHz以上一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三・五デシベル以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする

六MHz以上 一〇MHz未満	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二三・五デシベル以下の値
-------------------	---

注1 チャンネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる人工衛星局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。  
 2 離調周波数は、送信周波数帯域(チャンネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャンネル間隔(二八〇kHzのものを除く。)の送信周波数帯域(当該送信周波数帯域にチャンネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯域の許容値の周波数の範囲が含まれること。))の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

4|| 無線設備規則別表第三号71に規定する総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

周波数(注)	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(四七〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下、七七〇MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四〇MHz以上九六〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値
四七〇MHz以上七二〇MHz以下	1 七二五MHzを超え七二八MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の六MHzの帯域幅における平均電力が(二)二六・二デシベル以下の値 2 1に掲げる以外のものにあつては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値
七二〇MHz以上七七三MHz未満	1 七二五MHzを超え七二八MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三三デシベル以下の値 2 1に掲げる以外のものにあつては、任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値
七七三MHz以上八〇三MHz以下	1 七二五MHzを超え七二八MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値 2 1に掲げる以外のものにあつては、任意の一、

3|| 無線設備規則別表第三号70に規定する総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

周波数(注)	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満(八六〇MHz以上八九〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三六デシベル以下の値
八六〇MHz以上八九〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二二・七五GHz未満(二、四七五・九MHz以上一・五MHz以上一・八八〇MHz以下、一・九二〇・〇MHz以上一・九二五・七MHz以下、二、〇二〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一七〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。)	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)三〇デシベル以下の値
一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値
一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値
一、九一〇・〇MHz以上一、九一五・七MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)二五デシベル以下の値
二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値
二、一二〇MHz以上二、一七〇MHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)五〇デシベル以下の値

八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇 デシベル以下の値	〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六 デシベル以下の値
九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下	1 七二五 MHz を超え七二八 MHz 以下の周波数の電波 を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇 デシベル 以下の値 2 1 に掲げる以外のものにあつては、任意の一、 〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六 デシベル以下の値	
一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 GHz 未満 (一、四七五・九 MHz 以上一 、五五〇・九 MHz 以下、一、八〇 、五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下、一 、九二〇・〇 MHz 以上一、九二五 、七 MHz 以下、二、〇二〇 MHz 以上 二、〇二五 MHz 以下、二、一二〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下、二、 三三〇 MHz 以上二、三七〇 MHz 以下 、三、四〇〇 MHz 以上三、五七四 、七 MHz 以下、三、五九〇・三 MHz 以上四、一〇〇 MHz 以下、四五〇 MHz 以上四九〇 MHz 以下を除く )	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇 デシベル以下の値	
一、四七五・九 MHz 以上二、五一 〇・九 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇 デシベル以下の値	
一、八〇五 MHz 以上一、八四五 MHz 未満	1 七二五 MHz を超え七二八 MHz 以下の周波数の電波 を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇 デシベル 以下の値 2 1 に掲げる以外のものにあつては、任意の一、 〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇 デシベル以下の値	
一、八四五 MHz 以上一、八八〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇 デシベル以下の値	

注 九 kHz 以上八六〇 MHz 未満、八九〇 MHz を超え一、四七五・九 MHz 未満、一、五一〇・九 MHz を超え一、八四五 MHz 未満、一、八八〇 MHz を超え一、八八四・五 MHz 未満、一、九二五・七 MHz を超え二、〇二〇 MHz 未満、二、〇二五 MHz を超え二、一一〇 MHz 未満及び二、一七〇 MHz を超え二・七五 GHz 未満の周波数帯については、送信周波数帯域の中心周波数から十  
二・五 MHz 以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を  
適用する。

一、九一〇・〇 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	<p>1 一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二五デシベル以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
二、〇二〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値
二、一二〇 MHz 以上二、一四四・四 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値
二、一四四・四 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下	<p>1 七一五 MHz を超え七二八 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値</p>
二、三三〇 MHz 以上二、三七〇 MHz 以下	<p>1 七一五 MHz を超え七二八 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
三、四〇〇 MHz 以上三、五七四・七 MHz 未満	<p>1 七一五 MHz を超え七二八 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
三、五九〇・三 MHz 以上四、一〇〇 MHz 以下	<p>1 七一五 MHz を超え七二八 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値</p> <p>2 1 に掲げる以外のものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値</p>
四、五〇〇 MHz 以上四、九〇〇 MHz 以下	<p>1 七一五 MHz を超え七二八 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇デシベル以下の値</p>

<p>注 七二〇MHzを超え七七〇MHz未満及び一、九二五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満の周波数については、一八〇kHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、三MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上、五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から十二・五MHz以上、一・〇八MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては、送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。</p>	<p>以下の値 2 1に掲げる以外のものにあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)三〇デシベル以下の値</p>
<p>〔一 略〕</p>	<p>〔一 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○ 総務省訓令第 号  
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令  
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 〔第1・第2 略〕</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準 〔(1)～(18) 略〕</p> <p>(19) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、<u>715MHzを超え718MHz以下若しくは1920MHzを超え1980MHz以下の周波数の電波を使用するもの又は当該通信の中継を行う携帯移動地球局及び地球局で、1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以下の周波数の電波を送信するもの</u> 〔ア～ウ 略〕</p> <p>エ 通信の相手方</p> <p>(7) 携帯移動地球局 次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。 〔A 略〕 <u>B 高度500kmから700kmまでの軌道に位置するBlue Birdシステムの人工衛星局</u> <u>C～F</u> 〔略〕 〔(イ) 略〕</p> <p>〔オ～キ 略〕</p> <p>ク 工事設計書等</p> <p>(7) 携帯移動地球局（携帯移動衛星通信の中継を行うものを除く。）</p> <p>A 周波数 <u>715MHzを超え718MHz以下又は1920MHzを超え1980MHz以下の周波数であること。</u></p> <p>B 占有周波数帯幅 <u>占有周波数帯幅が、設備規則別表第2号に定める許容値を満たしていること。</u> 〔C～E 略〕 〔(イ)・(ウ) 略〕</p> <p>〔ケ 略〕</p> <p>コ 他の無線局との干渉調整等</p> <p>(7) <u>1920MHzを超え1980MHz以下又は2110MHzを超え2170MHz以下の周波数の電波を使用する無線局にあつては、2025MHzを超え2110MHz以下若しくは2200MHzを超え2290MHz以下の周波数を使用して宇宙運用業務、地球探査業務又は宇宙研究業務を行う既存の無線局の免許人並びに2170MHzを超え2200MHz以下の周波数を使用して移動衛星業務を行う無線局の免許人との間で調整等必要な措置を講ずるものであること。</u></p> <p>(4) <u>715MHzを超え718MHz以下の周波数の電波を使用する携帯移動地球局の免許を申請する者は、地上デジタル放送（人工衛星の無線局以外の無線局により行われるテレビジョン放</u></p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 〔第1・第2 同左〕</p> <p>第3 衛星関係</p> <p>1 システム別審査基準 〔(1)～(18) 同左〕</p> <p>(19) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、<u>1920MHzを超え1980MHz以下の周波数の電波を使用するもの又は当該通信の中継を行う携帯移動地球局及び地球局で、1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以下の周波数の電波を送信するもの</u> 〔ア～ウ 同左〕</p> <p>エ 〔同左〕</p> <p>(7) 〔同左〕 〔同左〕 〔A 同左〕 〔新設〕 <u>B～E</u> 〔同左〕 〔(イ) 同左〕</p> <p>〔オ～キ 同左〕</p> <p>ク 〔同左〕</p> <p>(7) 〔同左〕</p> <p>A 〔同左〕 <u>1920MHzを超え1980MHz以下の周波数であること。</u></p> <p>B 〔同左〕 <u>占有周波数帯幅の許容値は、5MHzであること。</u> 〔C～E 同左〕 〔(イ)・(ウ) 同左〕</p> <p>〔ケ 同左〕</p> <p>コ 〔同左〕</p> <p>(7) <u>2025MHzを超え2110MHz以下若しくは2200MHzを超え2290MHz以下の周波数を使用して宇宙運用業務、地球探査業務又は宇宙研究業務を行う既存の無線局の免許人並びに2170MHzを超え2200MHz以下の周波数を使用して移動衛星業務を行う無線局の免許人との間で調整等必要な措置を講ずるものであること。</u></p> <p>〔新設〕</p>

送をいう。以下この(イ)において同じ。)の受信設備への混信その他の妨害を防止するため、当該携帯移動地球局の通信の相手方である人工衛星局のビーム照射区域に基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)におけるチャンネル番号52に対応する周波数の電波を使用する地上デジタル放送のサービスエリアが含まれないようにする措置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りではない。

(ウ) 715MHzを超え718MHz以下の周波数の電波を使用する携帯移動地球局の免許を申請する者は、710MHzを超え714MHz以下の周波数の電波を使用する特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局への混信その他の妨害を防止するため、当該携帯移動地球局の通信の相手方である人工衛星局のビーム照射区域に特定ラジオマイクの固定利用施設及び放送事業者の建屋その他これらに類する施設が含まれないようにする措置を講じるとともに、当該特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の免許人及び関係者に対し、人工衛星局のビーム照射区域に係る情報の事前提供、当該免許人及び関係者からの問合せに対応するための窓口の設置その他必要な措置を講じなければならない。ただし、混信その他の妨害を与えないことが明らかであるときは、この限りではない。

(エ) [略]

[サ～セ 略]

[(20) 略]

[2・3 略]

#### 第4 包括免許関係

##### 1 電気通信業務用

[(1)～(20) 略]

(21) 人工衛星局の中継によりシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、715MHzを超え718MHz以下若しくは1920MHzを超え1980MHz以下の周波数の電波を使用するもの又は携帯移動衛星通信の中継を行う無線局であって、1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以下の周波数の電波を送信するもの

包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(9)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[ア～ウ 略]

##### エ 工事設計

(7) 無線設備の規格

施行規則第15条の3第3号(1)又は第5号(10)から(13)までに掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

[(イ)・(7) 略]

[(22) 略]

[2～4 略]

[新設]

(イ) [同左]

[サ～セ 同左]

[(20) 同左]

[2・3 同左]

#### 第4 包括免許関係

##### 1 電気通信業務用

[(1)～(21) 同左]

(21) 人工衛星局の中継によりシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局で、1920MHzを超え1980MHz以下の周波数の電波を使用するもの又は携帯移動衛星通信の中継を行う無線局であって、1920MHzを超え1980MHz以下及び2110MHzを超え2170MHz以下の周波数の電波を送信するもの

包括免許に係る特定無線局の審査は、第3の1(9)に定める基準のほか、次の基準により行う。

[ア～ウ 同左]

##### エ [同左]

(7) [同左]

施行規則第15条の3第3号(1)、第5号(10)又は第5号(11)に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

[(イ)・(7) 同左]

[(22) 同左]

[2～4 同左]

附 則  
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。